主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。 事 実 及 び 理 由

第1 請求

函館市からホテルAに対して平成8年3月27日に交付された補助金8399万200円、平成9年3月31日に交付された補助金276万8000円について、被告がホテルAに対する返還請求を怠っている事実が違法であることを確認する。

第2 事案の概要

本件は、原告らが被告に対し、函館市からホテルAに対して交付された補助金について、主位的には、補助金等交付決定時ないし補助金交付前に生じた違法事由に基づいて、予備的には、補助金交付後に生じた事由に基づいて、補助金等交付決定を取り消さなければならないにもかかわらず、被告が同決定を取り消さず、補助金の返還請求を怠っていると主張して、同請求を怠る事実の違法確認を求めた事案である。

- 1 前提事実(証拠等を併記したもののほかは争いがないか、明らかに争いがない事実)
- (1) 当事者
 - ア 原告らは、いずれも函館市に住所を有するものである。
 - イ 被告は、函館市長であり、函館市の交付した補助金の返還請求をなし得 る権限を有するものである。
- (2)補助金交付の対象となった事業の経緯
 - ア 平成7年5月12日、ホテル、旅館業の経営等を目的として、ホテルA が設立された。
 - イ ホテルAは、函館市 a 町所在の土地を買い受け、または借り受けるなどして、ホテルを建設する計画(以下このホテルを「本件ホテル」といい、同計画を「本件建設計画」という。)を立て、B 信用金庫から、同計画のため、平成8年3月までに総額16億2000万円の融資を受けた。
 - ウ ホテルAは、平成7年10月、本件ホテルの建設予定地にある建物の解 体作業を開始し、同年11月には、同所において温泉の掘削作業を開始し た。
 - エ ホテルAは,平成8年2月19日,C共同企業体との間で,地上8階, 地下1階建ての計画で,本件ホテルの新築工事につき代金20億1880 万円で請負契約を締結し,翌日から同工事が開始された(乙17の3)。
 - オ しかしながら、ホテルAは、B信用金庫以外の金融機関等からの融資を受けることができず、同年5月ころには、当時、理事長が交代したB信用金庫から、本件ホテル事業の資金計画を減額するよう求められ、減額できない場合には、既に融資済みの資金を返還するように申し入れられた。その後、同年10月には地上3階までの鉄筋コンクリート躯体までが出来上がった状態で上記新築工事が中断され、同年12月、上記請負契約は正式に合意解除された(甲3、4、8)。
 - カ ホテルAは、平成13年1月22日、当庁において破産宣告を受けた (甲8)。
- (3) 函館市による補助金の交付
 - ア 平成7年度分の交付について
 - (ア) 平成7年10月11日, ホテルAは, 函館市に対し, 平成7年度補助 金等交付申請書を提出した。
 - (イ) 同月19日, 函館市は、本件建設計画を函館市優良建築物等整備事業 に指定し、平成7年度分の補助金8399万2000円の交付決定をした。
 - (ウ)上記決定に基づき、平成8年3月27日、函館市よりホテルAに対し、 平成7年度分の補助金8399万2000円が交付された。
 - イ 平成8年度分の交付について
 - (ア) 平成8年4月1日, ホテルAは, 函館市に対し, 平成8年度補助金等 交付申請書を提出した。
 - (イ) 同月17日, 函館市は、平成8年度分の補助金1億2684万800 0円の交付決定をした。

- (ウ) 平成9年2月4日,ホテルAは、函館市に対し、平成8年度補助金等 交付決定変更申請書を提出した。
- (エ) 同月5日, 函館市は, 平成8年度分の補助金を276万8000円に変更する旨決定した。
- (オ)上記各決定に基づき、同年3月31日、函館市よりホテルAに対し、 平成8年度分の補助金276万8000円が交付された。
- ウ 函館市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)及び函館市市街 地再開発事業等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の概略は別 紙のとおりである(乙 1, 乙 2 2)。
- (4)補助金交付後における原告らの対応
 - ア 原告らは、平成12年2月9日、函館市監査委員に対し、函館市がホテルAに交付した補助金の返還を求めるなどの必要な措置を講じることを求めて住民監査請求をした。同委員は、同年4月7日付けでこれを棄却し、そのころ、原告らに通知した。
- イ 原告らは、平成12年4月30日、本訴を提起し、同年11月6日付け 準備書面により、予備的請求の追加的変更をした(記録上明らかな事実)。 2 争点

(1) 本案前の争点

ア 本件訴えば、地方自治法242条の2第1項、242条1項所定の「財産の管理を怠る事実」を対象とするものかどうか。 (被告)

本件では、補助金等交付決定の取消権は未だ行使されていないところ、 形成権である取消権とその取消権を行使した結果発生する原状回復請求権 又は不当利得返還請求権(本件では補助金返還請求権)とが別個の権利で あることは明らかであり、原告らの請求は、未発生の請求権について、そ の行使を怠る事実の違法確認を求めるものであるから、不適法である(仮 にこれが本案の問題であるとすれば、原告らの主張は失当である。)。

この点、原告らの請求が、上記取消権の行使をしないことの違法確認を 求めるものと解する余地があるとしても、そのような訴えは住民訴訟の類 型に適合しないから、やはり不適法である。

なお、取消権を行使するかどうかについては、取消権者の広範な裁量が 認められるから、取消権を行使しないことの違法確認が住民訴訟の対象と されていないことには十分な合理性がある。 (原告ら)

補助金等交付決定の取消権は補助金の返還請求権を発生させるための手段であって、両者は一体として機能することに鑑みれば、同取消権の行使は地方自治法240条2項所定の「取立てに関し必要な措置」、同法242条1項所定の財産の「管理」に含まれることは当然である。したがって、本件訴えは適法である。

実際問題としても、補助金等交付決定を取り消して、その返還請求権の行使のみを怠っている場合だけ住民訴訟の対象となり、取消権の行使そのものを怠っている場合には対象とならないというのは不合理である。

また、被告は取消権者の裁量を主張するが、本件各補助金の申請人たるホテルAは、平成8年から本件ホテルの新築工事を中断し、その後破産宣告を受け、同工事を続行することは不可能となっているから、取消権の行使に裁量を認める余地はない。

イ 本件訴えに前置する住民監査請求が地方自治法242条2項本文の期間 を経過した後になされたものかどうか。仮に経過した後になされたもので あるとすれば、同項但書の「正当な理由」があるかどうか。 (被告)

原告らが主張するように、上記取消権及び返還請求権を不可分一体のものとみなすとすれば、本件訴えの主位的請求部分は、本件における補助金等交付決定あるいは補助金の交付が原始的瑕疵によって違法であることに基づいて発生する補助金返還請求を怠っていることの違法確認を求めるものとなるところ、平成7年度における補助金交付の日は平成8年3月27日であり、平成8年度の補助金交付の日は平成9年3月31日であるから、同各日から1年を経過した後である平成12年2月に住民監査請求がなされている同主位的請求部分は不適法である。

また、本件訴えの予備的請求部分は、原告らの主張によれば、平成8年 10月には本件ホテルの新築工事が中止され、再開の目処が立たなくなっ たことが取消事由となるというのであるから、監査請求期間はその時点か ら起算すべきであり、そうすると主位的請求部分と同様に同期間を徒過し ていることになり、不適法である。 (原告ら)

※ 本件訴えに関しては、取消権の行使ができる間はいつでも住民監査請求 ができると解すべきである。

また、仮に期間制限に服するとしても、補助金等交付決定を取り消して補助金の返還を請求すべきであるのに、それを怠っている旨の住民監評価求の期間における起算点は、当該自治体の長が取消を住民らが求るととできる時点、すなわち、住民らが相当の注意力をもって注意した時に客観的にみて取消権の不行使が違法であることを知ることができた時に客観的にみて、自加融資の不実行による損害賠償を求めて提起した訴訟11年9月10日)か、前提事実(2)カ記載の破産宣告時である。したが、4)ア記載の住民監査請求は適法である。

ウ 本件訴えの予備的請求部分は地方自治法242条の2第2項1号の定め る出訴期間を経過した後に追加されたものとして不適法であるかどうか。 (被告)

同予備的請求部分は、同号の定める監査結果の通知があった日から30 日以内の出訴期間経過後に追加的に変更された訴えとして、不適法である。 (原告ら)

同予備的請求部分と同主位的請求部分とでは請求の基礎が同一であり、 また、同予備的請求部分は前提事実(4)ア記載の住民監査請求と内容を 同じくするものであるから、被告の主張は失当である。

(2) 本案の争点

ア 主位的請求原因について

本件各補助金等交付申請に関し,交付規則及び交付要綱に違反する手続 上の瑕疵(申請書の記載漏れ,添付書類の不備,報告義務違反)が存在す <u>る</u>かどうか。

(原告ら)

(ア) 本件における各補助金等交付申請は、交付規則3条2項2号、4号に 違反する。

以上のように、本件各申請は、交付規則3条2項2号、4号に違反するところ、申請時の規則違反も同規則16条1項に定める補助金等交付決定の取消事由に含まれるものと解すべきであるので、同項に基づき、被告は本件各補助金等交付決定を取り消して、同規則17条1項に基づき補助金の返還請求をするべきであるにもかかわらず、それを怠っているのは違法である。

(イ) 本件における各補助金等交付申請は、交付規則5条1項3号に違反する。

したがって、被告は、同規則16条1項に基づき、本件各補助金等交付決定を取り消して、補助金の返還請求をするべきであるところ、それを怠っているのは違法である。

(被告)

原告らの主張はいずれも否認ないし争う。

特に、主位的請求原因(ア)に対しては、交付規則は原始的瑕疵ある法理、 特に、主位的請求原因(ア)に対して規定していから、その取消しに対して規定していから、その取消しにで見たるところ、補助金等の交付申請者が詐欺、増加・工事申請をの交付決定がない。 正行為によって交付決定をなさしめたとき、過大申請、二重申請をのが違いでよって交付決定がなるでは、このののでは、である旨を交付決定があるとき、よてののののののでは、である旨を交付ははいるとき、当時をは、一次のでは、一

` 予備的請求原因について

本件各補助金等交付決定には、ホテルAが本件ホテルを竣工させるという条件が付されていたかどうか。 (原告ら)

ホテルAが破産宣告を受け、本件建設計画の続行が不能になった以上、 被告は交付規則16条1項により、交付決定を取り消して、補助金の返還 を求めるべきであり、それを怠っているのは違法である。

そもそも、函館市がホテルAに補助金を交付することになったのは、良好な建築物を建てることによって、安全で快適な市街地整備を図るという公益を達成するためである。したがって、ホテルAが補助金の交付を受けられるのは、本件ホテルが竣工した場合に限られ、本件建設計画が中止された以上、同計画内における年度ごとの補助対象事業が完成しても、補助金の交付を受けることはできないものというべきである。そうすると、同項が、「補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき」と定める「条件」のなかには、上記公益目的の達成が当然に含ませるとき」と定める「条件」のなかには、上記公益目的の達成が当然に含ませていると解すべきであり、本件建設計画の続行が不能になった以上、補助金の返還請求をするべきであるところ、それを怠っているのは違法である。(被告)

交付規則16条1項所定の「条件」とは、その前に「これに付した」という文言があることから明らかなとおり、補助金等交付決定に付された、すなわち同決定に記載された条件を指すものである。原告らが主張する本件ホテルの竣工は、本件平成7年度交付決定並びに平成8年度交付決定及び同年度変更決定のいずれにおいてもそれが条件として記載されていない。したがって、原告ら主張の事実は、同号の条件違反には該当しない。さらに、本件各交付決定及び変更決定における「補助事業等」は、各年度においており、本件建設計画の全体が補助事業等とされているものでない。よって、本件ホテルの建築工事が中止され、再開の目処が立たないことが、上記条件に違反するということはない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)アについて

さらに、原告らは、上記帰結では、被告が交付決定を取り消さない以上、住民訴訟の対象となり得ず、不合理であると主張する。しかしながら、違法状態を生ぜしめたことについて補助金の受領者である申請人に故意又は過失があれば、同人に対する損害賠償請求権が生じ、原告ら住民がこれを代位して請求ることも不可能ではない、では決定が違法事由の存在により無効であれば、申请人に対する不当利得返還請求権が生じ、原告ら住民がこれを代位して請求申請人に対する不当利得返還請求権が生じ、原告ら住民がこれを代位して請求申ることも不可能ではない(これらの場合は地方自治法242条の2第1項4号の請求となる。)。また、交付決定が行政処分としてなされたものであれば、原告らは、同項2号に基づき、その取消請求をする余地もある。したがって、同主張も失当であるというべきである。

そうすると、本件訴えは却下を免れない。

2 その余の争点について

以上によれば、その余の争点について特に判断する必要はなくなるのであるが、本件審理の経過及び住民訴訟制度の趣旨等に照らせば、なおその余の争点について一応の判断をすることが相当であると思料する。そこで、次にこれらの点についての検討結果を述べる。

(1) 証拠(乙20及び証人Eのほか該当個所において掲記したもの)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 平成7年度分の補助金交付について

(ア) 平成7年10月11日,ホテルAは、函館市に対し、以下の内容を記載した平成7年度補助金等交付申請書を提出した(乙4の2の1)。

a 補助事業等の目的およびその概要

(目的) 土地の合理的な高度利用を図り、防災性に優れた良好な建築物の整備を図るとともに、敷地内に空地を確保し、その一部を公開空地として整備することにより、市街地環境の整備改善を図る。

(概要)調査設計計画,土地整備に関する事業。

- b 補助事業等の着手および完了の予定時期 (着手) 平成7年10月20日 (完了) 平成8年3月10日
- c 補助事業に要する経費:1億3263万7000円
- d 補助金等交付申請額:8399万2000円
- (イ) 上記申請書に添付された補助事業等の計画書(乙4の2の2)には,補助事業等の内容として,調査設計計画(事業計画作成,地盤調査,建築設計)及び土地整備(建築物除却等,整地)があげられており,補助事業等の収支予算書(乙4の2の3)には,収入の部の項目に「市補助金8399万2000円」「権利者自己負担金4864万5000円」の合計1億3263万7000円,支出の部の項目に事業計画作成,地盤調査,建築設計の各委託費1億661万3000円,建築物除却等,整地の各工事費2602万4000円の合計1億3263万7000円が各計上されている。

また、同計画書(乙4の2の2)の「補助事業等の実施による効果」欄には、「当地区は西部地区歴史的景観地域にあって、ウォーター」というが一ンに位置し、市民や観光客の歩行者回遊軸の主要な一画を行地でいるが、現状は、木造で老朽化した事務所や店舗に接して、施行も地区内で鉄工所が営業しているなど、防災上の観点からも整備が急がれる地区である。優良建築物等整備事業を実施することによって、敷地内には保される空地の一部を公開空地として整備し、また、ホテルを主体とはた施設建築物を建築することにより、ウォーターフロンドではいる観光支援施設との連続性が強化され、市民や観光客等歩行者の回遊性を高めることになるとともに、防災性にも優れ、安全で快適な市街地環境の整備が図られるものである。」と記載されている。

- (ウ) 函館市は、同月19日付けで、ホテルAに対し、以下の事項が記載された平成7年度補助金等交付決定通知書(乙6)を送付した。
 - a 補助事業等に要する経費:1億3263万7000円 補助金等の額:8399万2000円
 - b この補助事業等の完了期限は、平成8年3月10日までとする。
 - c 補助金等の交付予定時期は、補助事業等実績報告書提出後、補助金 等の額の確定後において交付するものとする。
 - d 次の条件を承知されたい。
 - (a) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることが出来る。
 - (b) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を 受けること。
 - i 補助事業等の内容の変更または経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合。
 - ii 補助事業等を中止し、または廃止する場合。
 - iii 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等 の遂行が困難となった場合。
 - (c) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (d) 補助事業等の遂行にあたっては、この決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (e)補助事業等の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査 をすることがある。
 - (f) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に 関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (g)次のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
 - i この補助金等を他の用途に使用したとき。
 - ii この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違

反したとき。

- 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反 したとき。
- 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により、 補助事業等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (h) 補助事業等により取得し、または効用の増加した財産を、市長の 承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し,貸し付け,または担保に供してはならない。
- (i)補助事業者等は、この補助事業等に関する帳簿および書類を備え、 これを整理しておくとともに、この補助事業等の完了の日の属する 年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。
- (エ)平成8年3月14日,ホテルAから,函館市に対し,平成7年度補助 事業等実績報告書(乙7の3)が提出された。同報告書には、地盤調査、 建築物除却・整地、測量に関する平成7年度事業完了写真、また、成果 品として函館市a町b番街区優良建築物等整備事業基本設計書等が添付 されていた。
- (オ)同月15日付けで,函館市の検査吏員により,上記各事業が完成した ことを検査した旨記載された完成検査書が作成された(乙7の2)
- (カ)同月21日,函館市から,ホテルAに対し,平成7年度補助金等の額 の確定通知書(乙8)が送付され、前提事実(3)ア(ウ)のとおり、 同月27日、8399万200円の補助金等が交付された。
- 平成8年度の補助金等交付について
- (ア) 平成8年4月1日,ホテルAは、函館市に対し、以下の内容を記載し た平成8年度補助金等交付申請書を提出した(乙10の2の1)。
 - 補助事業等の目的およびその概要
 - (目的) 土地の合理的な高度利用を図り、防災性に優れた良好な建築物 の整備を図るとともに、敷地内に空地を確保し、その一部を公開空地として整備することにより、市街地環境の整備改善を図る。 (概要)調査設計計画、共同施設整備に関する事業。

- b 補助事業等の着手および完了の予定時期
- (着手)平成8年4月17日 (完了) 平成9年3月10日
- 補助事業に要する経費:2億1225万円
- 補助金等交付申請額:1億2684万8000円
- (イ)上記申請書に添付された補助事業等の計画書(乙10の2の2)には、 補助事業等の内容として、調査設計計画(建築設計)及び共同施設整備(空地等整備、供給処理施設整備、その他の施設整備)があげられてお 補助事業等の収支予算書(乙10の2の3)には、収入の部の項目 「市補助金1億2684万8000円」「権利者自己負担金8540 万2000円」の合計2億1225万円,支出の部の項目に建築設計 (工事監理)の委託費3220万3000円,共同施設整備の工事費1 億8004万7000円の合計2億1225万円が各計上されている。
- (ウ) 函館市は、同月17日付けで、ホテルAに対し、以下の事項が記載さ れた平成8年度補助金等交付決定通知書(乙12)を送付した。
 - 補助事業等に要する経費:2億1225万円 補助金等の額:1億2684万8000円
 - この補助事業等の完了期限は、平成9年3月10日までとする。
 - 前記ア(ウ) c, d項と同じ。
- (エ) ホテルAの代表者らは、平成8年7月ころ、函館市役所を訪れ、B信 用金庫の理事長から総貸出額を25,6億に抑えるか、それができなければ融資済みの資金を返すように言われていることを都市建設部長に報 告した。函館市の担当者は,ホテルAから事情説明を受けた後,市長及 び助役に説明し、B信用金庫理事長を訪問して事情を聞き、続いて他の 金融機関、施工者、設計者らとの協議を行い、同年10月、これまでの 経過を国及び北海道に説明した。このことについて,ホテルAから,同 年11月15日付けで「ホテル建設工事一時中断の件」と題する文書が 提出され、その後、平成9年2月28日付けで現状と今後の方針等が記

載された現状報告書が提出された。ホテルAは、函館市からの求めに従い、平成12年7月10日、9月5日、11月20日の各日において、 工事中断以降の状況について報告をした。

- (オ) 平成8年12月12日, ホテルAは, 函館市に対し, 以下の内容を記載した平成8年度補助金等交付決定変更申請書(乙13の1, 乙13の2の1)を提出し, 補助事業等の内容も調査設計計画(建築設計)及び共同施設整備(その他の施設整備)に変更した(乙13の2の2)。
 - a 変更の理由

資金計画の見直しにより、事業の進捗が遅れたため。

b 変更の内容

補助事業等に要する経費は変更前の2億1225万円から3086万1000円に、補助金等の額は変更前の1億2684万8000円から1842万4000円に各変更する。

- (カ) 平成9年2月4日,ホテルAは、函館市に対し、さらに以下の内容を 記載した平成8年度補助金等交付決定変更申請書を提出した(乙14の 2の1)。
 - a 変更の理由

資金計画の見直しにより、事業の進捗が遅れたため。

b 変更の内容

補助事業等に要する経費は変更前の2億1225万円から3086万1000円に、補助金等の額は変更前の1億2684万8000円から276万8000円に各変更する。

- (キ) 函館市は、同月5日付けで、ホテルAに対し、上記変更申請の内容のとおり承認する旨の平成8年度補助金等交付決定変更通知書(乙16)を送付した。同通知書には、「ただし、承知すべき条件は、従前のとおりとする。」と記載されている。
- (ク) 同年3月17日, ホテルAから, 函館市に対し, 平成8年度補助事業等実績報告書(乙17の3)が提出された。同報告書には, 平成8年度工事監理費完了部分の図面, 平成8年度設計監理報告書, 事業完了写真等のほか, 前提事実(2) 才記載の工事請負契約の解除に関する契約書等も添付されていた。
- (ケ) 同月21日付けで、函館市の検査吏員により、上記各事業が完成した ことを検査した旨記載された完成検査書が作成された(乙17の2)。
- (コ) 同月24日付けで、函館市から、ホテルAに対し、平成8年度補助金等の額の確定通知書(乙18)が送付され、前提事実(3)イ(オ)のとおり、同月31日、276万8000円の補助金等が交付された。
- (サ) ホテルAは、平成9年、B信用金庫を被告として、追加融資の不実行等を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を提起し、これが敗訴となった後、さらに控訴を提起したところ、平成11年9月10日、同控訴は棄却された(甲3、4)。
- (2)以上認定の事実及び前提事実を踏まえて検討した結果は次のとおりである。 ア 主位的請求について

別)を記載することが相当であると解されるところ、本件各補助金等交付申請書には、同全体についての収入とその内訳が記載された収支予算書の添付がされていないから、この点を看過してなされた本件各補助金等交付決定は違法であると解する余地がある。

次に、交付規則 5条 1 項 3 号所定の条件である「補助事業等の遂行が困難となった場合」には、単に当該補助事業等にかかるものにとどまらず、本件ホテルの竣工という事業全体の遂行が困難となった場合も含まれるがら、本件ホテル事業に関する大口融資先である B 信用金庫の追加融資が困難となり始めたのは早くとも平成 8 年 5 月 ころ以降であり、既に平成 7 年度の補助金はホテルAに交付済みであって、またそのころから約 2 か月経過した平成 8 年 7 月 ころからは、同社から函館市の担当者に対して、B 信用金庫から当初の資金計画の変更等を求められていることの報告や相談があり、函館市がこれに関与している等の事実に照らせば、交付規則 5条 1 項 3 号違反は存在しない。

主位的請求の本案に関する一応の判断は以上のとおりであるが,次の理 由によれば、結局本件訴えのうち同請求部分については不適法といわざる を得ず、いずれにせよ却下を免れない。すなわち、同請求部分については、 結局のところ,補助金等交付決定ないし補助金交付という特定の財務会計 行為が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をも って財産の管理を怠る事実とするものと解される(この点、本件における 補助金返還請求権が補助金等交付決定を取り消さなければ具体的に発生し ないことは上記1のとおりであるが、取消権と返還請求権とを一体とみな すとすれば,違法な財務会計行為がなされた時点で取消権を行使し,返還 請求権を行使することが可能な状態であったといえる。)。そうすると、 (4) アによれば、本件において対象となる補助 前提事実(3)ア、イ、 金等交付決定ないし補助金交付のうち,もっとも遅い平成8年度分の補助 金交付があった日(平成9年3月31日)を基準としてみても、同日には取消権を行使して、返還請求権を行使することが可能であったといえるか ら、本件における住民監査請求(平成12年2月9日)は1年を経過した 後になされたものとして,地方自治法242条2項本文により不適法とな る(なお、本件における補助金等交付決定ないし補助金交付は、いずれも 秘密裡になされたものと認めるに足りる証拠はないし、甲11の13及び 14によれば、平成8年10月30日には前提事実(2)才記載の新築工 事中断に至る経過が新聞報道され,さらに,平成9年3月31日に前提事 実(3)イ(オ)記載の補助金が交付された後も、甲11の10及び11 よれば、本件における補助金等交付決定及び補助金交付に触れた新聞報 道がなされているのであるから,同条但書の適用がないことは明らかであ る。)

イ 予備的請求について

まず、同請求部分については、原告ら主張のとおり、ホテルAからB信用金庫に対する損害賠償請求訴訟において、第1審で敗訴したホテルAからの控訴が棄却された平成11年9月10日をもって本件ホテルの工事中止が確定的になったとも考えられること等に照らせば、前提事実(4)ア記載の住民監査請求について、地方自治法242条の2第2項本文所定の期間経過をもって直ちに不適法となることはないとみる余地がある。

次に、同請求部分は、地方自治法242条の2第2項1号所定の出訴期間経過後に追加的に変更されたものであるところ、本件訴えにおける主位的請求と予備的請求とでは、財務会計行為である補助金交付前に生じきの後に生じた後発的事由をそれぞれ理由とするという意といるものの、同一の補助金等交付決定ないし補助の内容は、対したものであること、本件における住民監査請求(甲1)の内容は、に、入り、予備的請求と同内容の主張を主眼とするものであって、要するといる、本件におけるは、であって、要すると、であること、本件におけるは、であって、要は、ことのと解されること、同請求の趣旨に照らせば、上記変更後の訴えと、であることも可能であること等を併せ考えると、更後の新請求に係る訴えを当初の訴え提起の時に提起されたものと同視し、

出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情がある と解する余地がある。

そこで、同請求部分の本案について一応の判断をすると、本件ホテルの完成と各補助事業等の関係については上記アにおりる判断のとこる補助事業等の関係については上記アにおりてあるが、そうであるからといって、交付規則や本件各後のであるが、そうであるからといって、交付規則や本件各後等の後に同ホテルの竣工ができないことに確定すれば、既に各補助まだ事のとはできない。したがって、仮に上記のとおり、ホテルの竣工がを見いたもはできない。したがって、仮に上記のとおり、ホテルの竣工が再にと対する控訴審判決が下された日をもって、本件市での政策を見いても、それ以前に平成7年度及でいて検査を受け、といる認められるとしても、それ以前に平成7年度及でいて検査を受け、たことについて検査を受け、といて、上記補助事業等ははに完了したことに、本件各補助金が交付された補助金の返還請求をすることはできない。よって、予備的請求に関する原告らの本案の主張は採用できない。

3 結論

以上の次第で、結局、本件訴えは不適法であるから、これを却下する。

函館地方裁判所民事部

裁判長裁判官	堀	内		明
裁判官	河	村	俊	哉
裁判官	島	村	典	男·

(別紙)

函館市補助金等交付規則(抄録)

- 3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書を市長に 提出しなければならない。
 - 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類または図面を添付しなければな らない。
 - (1)補助事業等の計画書
 - (2)補助事業等の収支予算書またはこれに代わる書類
 - (3) 工事の施行を伴う場合にあっては、その実施設計書および図面
 - (4) その他市長が必要と認める書類または図面
 - 3 市長は、前項第1号から第3号までに掲げる書類および図面のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。
- 5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目 的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1)補助事業等の内容の変更または補助事業等に要する経費の配分の変更 (市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認 を受けるべきこと。
 - (2)補助事業等を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3)補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が 困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受ける べきこと。
 - 2 前項各号に定めるもののほか、市長は、補助金等の交付の目的を達成する ため必要と認める条件を付することができる。
- 8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更する

ことができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分につ いては、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場 合は、次に掲げる場合に限るものとする。
- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事 業等の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- (2)補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使 用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等の責
- めに帰すべき事情による場合を除く。) 第6条の規定(決定の通知に関する規定)は、第1項の規定による取消し または変更をした場合について準用する。
- 16条 市長は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業 等に関して補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この 規則またはこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金等の交付の決 定の全部または一部を取り消すことができる。 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があっ
 - た後においても適用があるものとする。
 - 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。
- 17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の 当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限 を定めて、その返還を命ずるものとする。 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金額等の額を確定した場合におい
 - て、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、 その返還を命ずるものとする。

以上

函館市市街地再開発事業等補助金交付要綱(抄録)

- 4条 規則 (函館市補助金等交付規則を指す。) 第3条第2項第4号のその他市 長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 事業計画内訳書
 - (2)施行者以外に施行地区内の敷地および建築物について所有権等を有する 者または所有権等以外の権利を有する者があるときは、これらの者の事業 計画に対する同意書

以上